

広島県告示第806号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成26年12月25日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	東京都中央区日本橋本町1－6－1 東邦亜鉛株式会社 代表取締役社長 手島 達也
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県豊田郡大崎上島町東野5562－1 東邦亜鉛株式会社 契島製錬所

2 申請の内容

27 ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機1基を廃止し、27 ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機1基を設置する。

(1) 特定施設の種類，能力及び使用の方法

(その1) 27 ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機1基 廃止

(その2) 新設

種 類		27 ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機（石こう遠心分離機 No. 1）
能 力 （ 1 日 当 た り ）		30 t （石こうスラリー脱水能力）
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	工事着手後 20 日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完了後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間 (なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出される汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6 ~ 8	6 ~ 8
		化学的酸素要求量	500	500
		浮遊物質	1,000~2,000	1,000~2,000
		亜鉛含有量	0.5 以下	0.5 以下
		カドミウム及び その化合物	0.5 以下	0.5 以下
		鉛及びその化合物	1 以下	1 以下
		砒素及びその化合物	0.5 以下	0.5 以下
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m³)		4.2	5.6
	汚水等の排出先		焼結工程, 又は, 循環水処理工程	

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排水の変更なし汚染状態及び量

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成26年12月25日から平成27年1月15日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに大崎上島町保健衛生課